

地方の道路整備の促進に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全国民が長年にわたり熱望してきているところである。

本町においては、国道2号や国道31号などの朝夕の慢性的な渋滞は、町民生活のみならず産業活動にも重大な支障を及ぼしている。

少子・高齢化が進展している中、活力ある地域づくりを推進していくためには、地域内外の道路網の整備は極めて重要な課題であり、交通渋滞解消のため、また、交通事故防止のためにも国道2号東広島バイパスや広島南道路の整備は、本町の極めて重要な課題となっている。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する基本方針が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民の要求は依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について配慮されるよう強く要望する。

- 1 受益者負担という制度趣旨に則り、道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者である国民の意見を適切に反映し、道路整備を強力に推進するために必要な予算を確保すること。
- 2 安心・安全な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、一日も早い完成に努めること。
- 3 高速道路のさらなる有効活用により、一般道路も含めた道路全体の渋滞や沿道環境、交通安全問題の解決を図るため、ネットワークの早期整備、インターチェンジの最適配置とアクセス強化、弾力的な料金設定などを進めること。
- 4 自動車による二酸化炭素の排出抑制に不可欠な渋滞対策や、市町村合併を支援するため、地方の道路整備を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年9月14日

広島県海田町議会

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿
特命担当大臣 中馬 弘毅 殿
総務大臣 竹中 平蔵 殿
財務大臣 谷垣 禎一 殿
国土交通大臣 北側 一雄 殿